

厚生労働省トピックス①

(職業安定局)

教育訓練休暇給付金について

1 教育訓練休暇給付金の創設

の期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

(表1)

1日 2025（令和7）年10月
3 施行期日



※1 疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間。

※2 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間。

※3 休暇前の賃金・年齢に応じて、2,411～8,870円／日（令和7年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定）

※4 事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。

※5 基本手当の特定受給資格者（暫定措置で特定受給資格者とみなされる特定理由離職者の一部を含む。）と同じ。

- 労働者が自発的に、教育訓練に専念するために仕事から離れる場合に、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがない。
- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点からは、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるようにする必要がある。

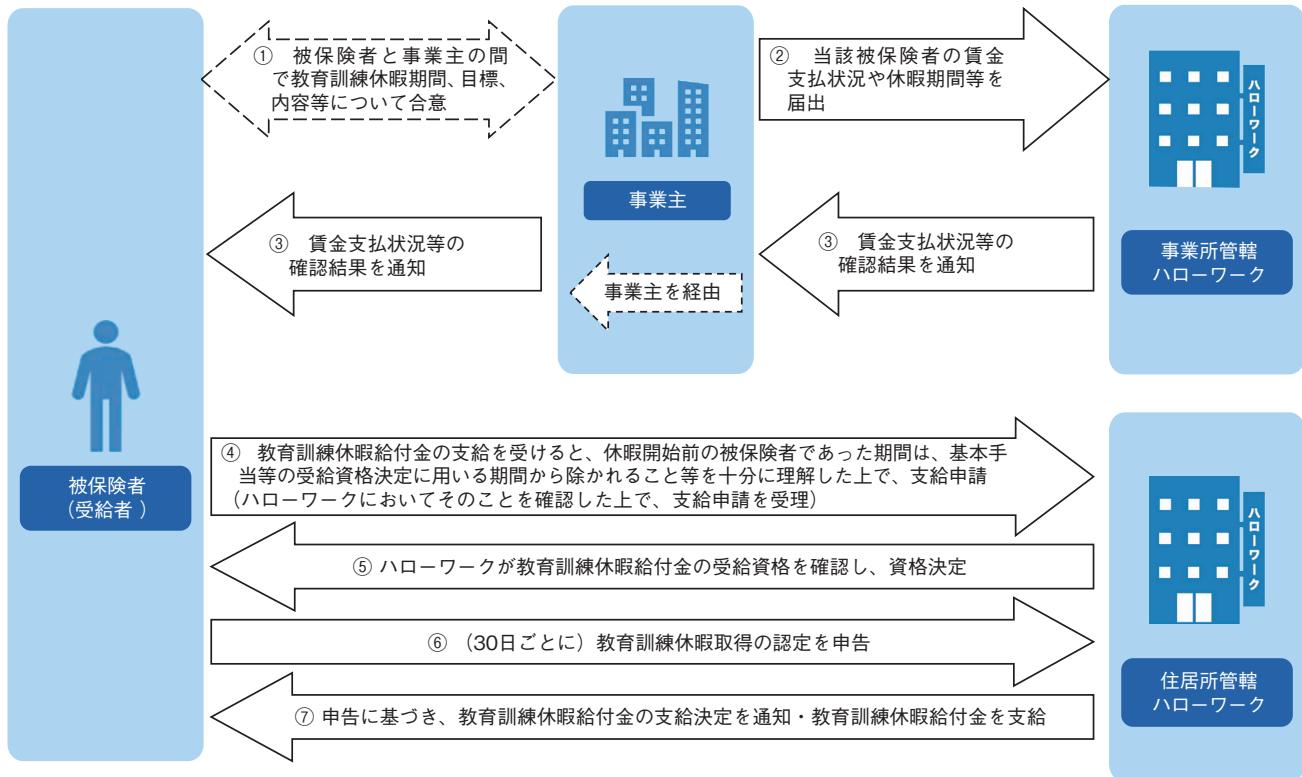
2 概要

- 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、そ

■表1 教育訓練休暇給付金の概要

対象者・支給要件	<ul style="list-style-type: none">・雇用保険の一般被保険者・休暇開始前2年間^{※1}にみなし被保険者期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上あること・休暇開始前に算定基礎期間（被保険者として雇用された期間）が^{※2}5年以上あること
給付内容	<ul style="list-style-type: none">・教育訓練休暇を開始した日から1年^{※3}の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額を支給^{※3}・給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日
支給対象	<ul style="list-style-type: none">・労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に^{※4}教育訓練休暇（当該休暇の期間が30日以上あり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの）を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給
対象教育訓練	<ul style="list-style-type: none">・大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練・教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練・その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
その他	<ul style="list-style-type: none">・教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日前の被保険者期間は、基本手当の受給資格決定に用いる期間から除く。ただし、特定教育訓練休暇給付金受給資格者^{※5}については、基本手当の受給資格決定に用いる期間から休暇開始前の被保険者期間を除かない。

■図1 教育訓練休暇金の手続き



※②、④、⑥の手続きについて、電子申請、郵送も可とする。

⑥の手続きは、ハローワークの定めた教育訓練休暇取得認定日から7日以内に提出すれば可。

最近の労働情勢

項目		令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月	備考	
就業者数	実数(万人)	6,835	6,863	6,865	実数は原数值 総務省統計局「労働力調査」	
	前年同月比(%)	0.3	0.7	0.8		
完全失業者数	実数(万人)	182	184	183	前年同月比	厚生労働省「職業安定業務統計」
	前年同月比(%)	4.0	6.4	7.6		
完全失業率	(%)	2.6	2.6	2.6	季節調整値	
	季節調整値(%)	2.6	2.6	2.6		
新規	求人(%)	▲6.2	▲3.2	▲6.4	季節調整値	
	求職(%)	1.4	0.9	▲1.1		
	求人倍率(倍)	2.15	2.14	2.12		
有効	求人(%)	▲3.6	▲3.5	▲5.2	季節調整値	
	求職(%)	▲0.3	0.2	▲0.0		
	求人倍率(倍)	1.20	1.20	1.18		
就職件数	実数(千件)	74	90	95	実数は原数值 東京商工リサーチ調べ	
	前年同月比(%)	▲7.0	▲0.3	▲4.7		
企業倒産	実数(件)	805	873	965	負債総額 1千万円以上	東京商工リサーチ調べ
	前年同月比(%)	11.3	8.1	6.1		